

「鳥栖地区広域市町村圏組合 自立支援訪問型サービス従事者養成研修事業業務委託」 募集要項

鳥栖地区広域市町村圏組合 自立支援訪問型サービス従事者養成研修事業業務委託について、受託業者の選定をプロポーザル方式で実施します。

1 事業の名称

鳥栖地区広域市町村圏組合 自立支援訪問型サービス従事者養成研修事業業務委託

2 目的

平成29年4月から開始となった介護予防・日常生活支援総合事業において実施している訪問型サービスのうち、自立支援訪問型サービスを提供する人材を養成するための本組合の基準による研修を実施し、自立支援訪問型サービス従事者の養成を行う。

3 委託業務の内容

鳥栖地区広域市町村圏組合 自立支援訪問型サービス従事者養成研修の実施、受講者募集・受付・選定及び研修実施等

4 予定契約期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

5 総事業費

1,617,000円（上限額、消費税相当額を含む。）

※提案価格が上記総事業費上限額を超える場合は失格となります。

6 スケジュール

項目	期限等	備考
(1)募集公示	令和7年5月12日(月)	本組合HPに掲載
(2)質問期間締切	令和7年5月20日(火)	FAX及びメールにて提出
(3)質問回答	令和7年5月23日(金)	本組合HPに掲載
(4)申込期間	令和7年5月30日(金)	持参または郵送(必着)
(5)プレゼンテーション		説明動画を基に組合内で開催
(6)決定通知	令和7年6月17日(火)(予定)	

7 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者に限ります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 市町村税を滞納していない者であること。

- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 過去に介護職員初任者研修若しくは訪問型サービス従事者研修事業の実績がある法人又は本研修事業について適切な実施運営ができる能力があると判断される法人であること。

8 参加申込書及び企画提案書の提出について

参加資格を確認し、(1)～(5)のとおり申込みをお願いします。

(1) 提出期間

令和7年5月13日(火)から令和7年5月30日(金)まで

(8時30分～17時15分まで。土日祝日及び12時から13時までは除く。)

なお、期限までに提出されない場合は、受付することができません。郵送の場合は、確実に届いているか、担当へ電話連絡をお願いします。

(2) 提出先 鳥栖市本町3丁目1494番地1

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係

(担当：片山、篠)

(3) 提出方法 持参または郵送

(4) 提出書類

- ① 参加申込書(様式2) 1部
- ② プロポーザル提案書・見積書 5部 ※正本1部、副本4部
・プロポーザル提案書と見積書は1つに綴じて提出してください。

(5) プロポーザル提案書について

事業実施計画及び研修計画について、同様の内容が記載されているものであれば、書式は問いません。サイズは、A4縦、横書き片面とします。

● 事業実施計画書

(記載内容)

- ・研修対応予定職員等の名簿、体制・組織図(類似・関連事業実績)
- ・事業収支計画書

● 研修計画書

(記載内容)

- ・スケジュール、会場、募集人数、受講料等の詳細
- ・実施カリキュラム(研修内容、形態、時間、講師等の詳細)
 - ※ プロポーザル提案書には必ずページ番号を付けてください。
 - ※ プロポーザル提案書に係る様式はホームページに掲載しています。

● 見積書(任意様式)

9 選定

(1) プレゼンテーション

企画提案内容の説明動画を格納した電子媒体を作成し、1部を本組合へ送付してください。動画ファイルを直接電子メールやオンラインストレージを用いて送付することや再提出は認めないものとします。

※電子媒体とは、動画ファイル（MPEG4もしくはWMVの2種類）を格納したDVD-Rとします。

① プレゼン時間 20分

② 質疑応答 別日を定め、一斉に送信し、一定期間内にメール若しくはFAXで回答する形式をとります。期日については後日送付いたします。

(2) 選定基準

	評価項目	評価の視点	配点
(1)	事業実施の体制等	責任者及び担当者が適切に配置され、事業実施の確実性が確保されているか。	10
(2)	研修担当者の資格、経験	担当者は、本事業実施に十分な知識・経験などを有しているか。	10
(3)	類似・関連事業実績	法人として、本事業を確実に実施するための実績が蓄積されているか。	10
(4)	スケジュールの内容	研修の実施時期は計画的か。	10
(5)	研修に関する方針等	研修に関する方針等・考え方・研修の内容は適切か。	10
(6)	実施カリキュラムの内容・実施回数	実施回数・募集人数は仕様書の条件を満たしているか。研修の内容は適切か。	10
(7)	講師予定者の内容	講師予定者の経歴は適切か、起用の確実性はあるか。	10
(8)	募集方法	募集人数が確保できるような工夫が十分になされているか。	20
(9)	見積金額	見積金額の積算については適切に設計されているか。	10
合 計			100

(3) 選定結果

- ① 審議の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。
- ② 評価点の合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として特定しない。
- ③ 評価点の合計が最も高い者が複数の場合は、見積金額が低い者を優先交渉権者とする。また、見積金額が同じ場合は、くじ引きにより選定する。
- ④ 選定結果は、プロポーザル提案書提出者すべてに通知し、当組合ホームページに優先交渉権者の名称及び点数、次点交渉権者の名称を公表する。

1 0 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合及び提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、審査事務に必要な場合、複製することがあります。

1 1 その他の留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。

1 2 添付書類

- (1) 参加申込書（様式2）
- (2) 質問書（様式3）
- (3) 辞退届（様式4）
- (4) プロポーザル提案書（様式5）
- (5) 見積書（任意様式）

1 3 お問い合わせ先

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 担当 片山、篠
電話:0942-81-3317 FAX:0942-81-3316
電子メールアドレス : kyufukakari@ktarn.jp